

## ダム

[水管理・国土保全トップ](#) [河川](#) [ダム](#) [砂防](#) [海岸](#) [水資源](#) [下水道](#) [防災](#) [環境](#) [利用](#) [国際](#) [情報・技術](#)[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [ダム](#) > 利水ダム治水機能施設整備費補助

## 利水ダム治水機能施設整備費補助

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

こうした中、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を令和2年度より創設したところです。

**令和4年度 利水ダム治水機能施設整備費補助の募集について(令和5年度実施分)****【応募受付期間】**

令和4年4月11日(月)～令和4年6月30日(木)午後5時必着

[＜参考＞制度概要](#)(PDF形式:92.4KB)

## 募集要領、申請書・事業計画書様式、交付要綱、補助金交付申請様式

[募集要領、申請書・事業計画書様式](#)(PDF形式:1.14MB) [申請書・事業計画書様式](#)(Word形式:34KB)[交付要綱、補助金交付申請様式集](#)(PDF形式:422KB) [補助金交付申請様式集](#)(Word形式:91KB)

## 実施事例

[令和4年度](#)(PDF形式:1.14MB) 

## 問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局治水課 沢田、花田  
TEL:03-5253-8111(内線35-662、35-574)  
直通03-5253-8453 FAX:03-5253-1604

[ページの先頭に戻る](#)国土交通省(法人番号2000012100001) [ [アクセス情報・地図](#) ]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#) [関連リンク集](#)[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#) [ソーシャルメディア利用方針](#)

# 利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

参考

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。

## 【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

## 【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

## 【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

## 【補助率】

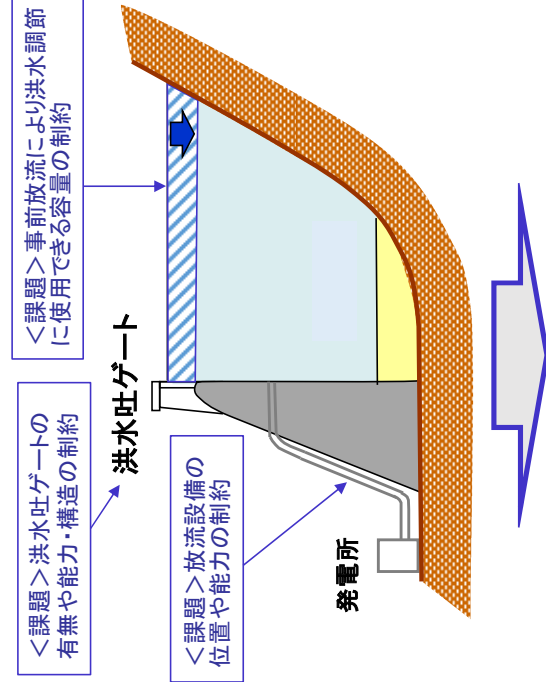
補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

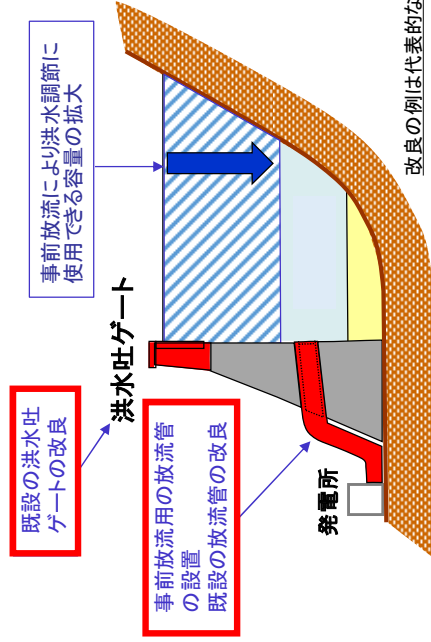
## 【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります



## 既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載